

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みのり福祉会が開設する、指定居宅介護支援事業所（以下「ケアプランセンター ソラーナ」という。）が行う、指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の軽減又は悪化の防止を図り、事業所の介護支援専門員が介護サービスを利用する方々に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むように配慮して行うものとする。

2. 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な、保健医療サービス及び在宅サービス等を総合的、効率的に提供されるよう居宅サービス計画を作成するものとする。
3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正、中立に提供するものとする。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行い、総合的サービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 ケアプランセンターソラーナ

(2) 所在地 山形県東田川郡庄内町南野字北野100番地の2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（主任介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び職務内容を統括する。

(2) 職 員 介護支援専門員 2名以上

職員は、要介護者等からの依頼を受けて、介護サービス計画の作成を行うと共に、関係事業所等との連絡調整を行い、必要に応じて介護サービス計画の見直しを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする、但し祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容、利用方法等)

第6条 指定居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 居宅サービス計画作成（課題分析の実施、居宅サービス計画原案の作成、サービス担当者会議等の実施、居宅サービス計画の確定、モニタリングなど）
当事業所内相談室や利用者の居宅を訪問し、行う。
 - (2) 連絡調整
2. 前項に規程する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又は家族に対し事前に文書で説明するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、庄内町とする。

(サービス担当者会議の開催)

第8条 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止のための委員会設置、指針作成、従業者に対する研修実施などの措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第10条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

この規定は、平成17年7月1日から施行する。

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成18年9月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年7月1日から施行する。

この規定は、平成24年6月1日から施行する。

この規定は、平成27年12月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。